



2025 年 8 月 18 日

各 位

会 社 名 株式会社フージャースホールディングス
代 表 者 名 代表取締役 社長執行役員 小川 栄一
(コード番号：3284 東証プライム市場)
問 い 合 せ 先 執行役員 経営企画部門管掌 鳴神 吉朗
電 話 番 号 03 - 3287 - 0704

新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関するお知らせ

当社は、2025 年 8 月 18 日開催の取締役会において、新株式発行及び自己株式の処分並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

【本資金調達の背景と目的】

当社及び当社の連結子会社（以下「当社グループ」）は、1994 年の創業以来お客様の「欲しかった暮らし」の実現に向けて、徹底的にお客さまと向き合い、住まいに対するニーズの本質を追求してきました。2000 年代には、当時駅近マンションが主流となった業界において、駅距離ではなく、広さや女性目線のものづくりにこだわった「郊外型大規模・高品質マンション」を世に打ち出しました。そして、2010 年代以降、各地方都市で市街地再開発事業への参画、首都圏におけるシニア向け分譲マンション事業の開始、都市圏にて单身女性向けコンパクトマンションシリーズを開発するなど、社会に新たな暮らし方を提案し続けてきました。2024 年には創業 30 周年の節目を迎えております。変化の激しい時代においても、持続的・長期的に成長し、お客様・地域・社会にとって本当に必要な存在であり続けることを念頭に、『変化に対応しながらさまざまな社会課題に向き合い、事業を通じて解決へと導く「ソーシャルデベロッパー」』を目指しております。

当社グループは、(1)不動産開発事業、(2)CCRC 事業（注）、(3)不動産投資事業、(4)不動産関連サービス事業の 4 つの主力事業を展開しており、各事業の特徴は以下の通りとなります。

<当社事業セグメント>

(1)不動産開発事業

地方再開発を核とし、地方都市の好立地に高品質な分譲マンションを供給しております。

年間 1,000 戸超の新築分譲マンションを継続して販売しており、当社の分譲マンション事業の特徴は、その 8 割以上が地方都市での供給である点、特に、再開発の手法を核にしている点にあります。地方中核都市は今後、コンパクトシティ化が一層促進されると想定され、全国的な人口減少が進む中でも十分な潜在的需要がある地域をコアターゲットエリアとして、高品質の分譲マンションを供給することが当社の強みです。

(2)CCRC 事業

シニア向け分譲マンション「デュオセーヌ」シリーズは、昨今の急速な高齢化に伴い、介護を必要とする高齢者が増え、介護施設の不足・社会保険財政の悪化など様々な社会課題に直面していることに対し、健常なシニア世代が心身ともに健康でより長く暮らせる商品・サービスを提供

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

することで、「欲しかった暮らし」を実現し、超高齢社会の課題解決に貢献したいという想いから開発を行ったものです。「住むことで健康になるマンション」をコンセプトに、健康寿命の延伸を考慮して設計され、通常の方譲マンションには無い、医療・介護・見守り・食事等のサービス（外部連携含む）を附帯する一方、賃貸借契約のサービス付き高齢者向け住宅（サ高住）と異なり、所有権であることから購入者が資産価値を有するという特徴があり、今後のマーケット拡大が期待される分野です。

また、お客様に物件を引き渡した後も管理運営や、流通仲介を当社グループが担っており、一貫したサービスの提供が可能です。

当社は高齢者住宅「分譲(所有権)型」において、2000年以降の累計供給戸数は国内第一位であり、業界内のリーディングカンパニーであると自負しています。

（３）不動産投資事業

投資家向けの不動産売買の中でも、特に住宅に強みを持っており、東京都心部における新築賃貸マンションの開発が不動産投資事業の基軸となっております。

昨今の都心部における住宅事情の変化をとらえ、エリアごとに、需要はあるが供給の少ないマーケットへ商品の開発・供給を行っております。

分譲マンションデベロッパーならではの、間取りや仕様に工夫を凝らした高品質な賃貸マンションであることが特徴です。

（４）不動産関連サービス事業

分譲マンション管理やスポーツクラブの運営、ホテル運営、PFI事業を行っております。

自社の開発・供給する不動産に関連するソフトサービスおよび地域経済への貢献が可能な事業を行っております。

（注）CCRC事業とは、Continuing Care Retirement Community（高齢者が健康時から介護時まで、移転することなく継続的なケアが保証されるコミュニティ）に関する事業を意味します。

米国第2期トランプ政権の誕生により、2025年4月以降の世界経済及び我が国の経済はその不透明感を増しており、またウクライナ-ロシア戦争の継続やパレスチナ・ガザ地区の戦闘状態の長期化など、世界的な地政学的リスクは引き続き高い状態が続いています。国内経済は、本格的なインフレーション時代を迎えようとしており、日銀は長期に続いてきた金融緩和策を転換し金利引き上げに舵を切ろうとしています。

本来であれば、これらの事象は一般的に不動産関連ビジネスにとってややネガティブな影響を及ぼす可能性があります。一方で、特に当社グループの主力事業である「実需」かつ「差別化要素を持つ」地方好立地の分譲マンションや、都市圏のシニア分譲マンションのカテゴリにおいては、全体的な市況動向とは必ずしも動きが連動せず、「買い控え」等が起こりにくい構造であり、全体的な供給の少なさを踏まえ、引き続き堅調な推移をするものと予想をしており、特に力を入れております。

当社グループは、2026年3月期を最終年度とする中期経営計画において、不動産開発事業は当社グループの中核事業として利益体質の強化と安定的成長の実現を、また、CCRC事業は健常者向けシニア分譲住宅分野におけるリーディングカンパニーとしてのポジションの継続・進化を、それぞれ掲げております。

日本では急速な高齢化や核家族化により、世帯構成が変化し、老老介護などの諸問題、社会保険財政の悪化といった課題に直面しています。介護を必要とする高齢者への対応は行政を中心に進められていますが、健常なアクティブシニアが、より長い期間健康に、より自分らしく生活するための選択肢はまだ少ないと私たちは考えます。シニアの皆様が安心・安全に生活でき、且つ満足できる住まいがあれば、健康な間に転居が進み、介護や医療の予防に取り組み、健康な

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

時間をより長くお過ごし頂くことが可能となります。その結果、医療・介護保険料の抑制、転居後の優良な住宅をファミリー世代が活用するなど、各世代に対しての好循環が期待できます。

当社が展開しているC C R C事業において、年々需要が拡大しているシニア層が安心・安全に生活できるマンションを安定的に供給しており、非常に社会的意義の大きいものと考えます。

2014年3月より当該事業を開始して以降、シニア層のニーズを的確に捉えた事業展開を成し遂げて参りました。今後この分野の事業展開をさらに加速させ、ソーシャルデベロッパーとして事業を通して社会課題に向き合いたいと考えております。

物件引渡し後も、共用部の充実したシニアマンションの建物管理や、見守り・健康寿命延伸のためのサービスの提供を継続することで、当社の競争優位性を磨き上げるとともに、流通仲介を当社グループが行うことで、特徴である「資産性」の維持を含め一気通貫でのサービス提供を実現しています。

管理運営業務においては、区分所有者から月々の管理費に加え、ライフサポートサービス費を受領しており、当社における供給戸数の拡大に応じて、ライトアセットかつリカーリングなビジネス展開が可能となることから、今後の事業展開においても非常に重要な位置づけであります。

当社グループは、2025年3月期に総投資額（意思決定ベース）約1,450億円分の方譲及び収益不動産開発用地を新規に確保し、厳しい用地仕入環境の中でもコスト吸収力の高い立地を厳選しつつ、将来に向けた用地の総量確保を推進してきました。

また、2026年3月期以降の売却予定において、想定売上高ベースで約4,400億円分（約3年分）の開発用地を確保しており、今後も着実な業容拡大を目指してまいります。

今回の新株式発行による調達資金は、全額を中核子会社である株式会社フージャースコーポレーションでのシニア分譲マンション用地取得代金および建築費に充当する予定です。

今後健康なシニア層の人口増加および多様な暮らし方の選択がますます拡大することが見込まれる中、マーケットの拡大が期待されるC C R C事業における基盤強化により、業界内での確固たる地位の確立、安定収益の拡大に取り組んでまいります。

今回決議した公募増資により、当社グループの収益力強化及び更なる株主価値拡大に繋がるものと考えております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- | | |
|---|---|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 4,152,200 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、2025 年 8 月 26 日(火)から 2025 年 8 月 28 日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定する。 |
| (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 | 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| (4) 募集方法 | 一般募集とし、みずほ証券株式会社（以下「引受人」という。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。 |
| (5) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (6) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。 |
| (7) 払込期日 | 2025 年 9 月 2 日(火)から 2025 年 9 月 4 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とする。 |
| (8) 申込株数単位 | 100 株 |
| (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、 | 代表取締役社長執行役員 小川栄一に一任する。 |
| (10) 上記各号については、 | 金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 公募による自己株式の処分（一般募集）

- | | |
|--|--|
| (1) 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 500,000 株 |
| (2) 払込金額の決定方法 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日に決定する。
なお、払込金額は公募による新株式発行における払込金額と同一とする。 |
| (3) 募集方法 | 一般募集とし、引受人に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格等決定日に決定する。なお、一般募集における処分価格（募集価格）は、一般募集における発行価格（募集価格）と同一とする。 |
| (4) 引受人の対価 | 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における処分価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とする。 |
| (5) 申込期間 | 発行価格等決定日の翌営業日から発行価格等決定日の 2 営業日後の日まで。なお、公募による新株式発行における申込期間と同一とする。 |
| (6) 払込期日 | 公募による新株式発行における払込期日と同一とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) 払込金額、その他公募による自己株式の処分に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長執行役員 小川栄一に一任する。 | |
| (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 | |

3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（後記＜ご参考＞1. をご参照）

- | | |
|--|---|
| (1) 売出席式の種類及び数 | 当社普通株式 697,800 株
なお、上記売出席式数は上限を示したものであり、一般募集の需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。売出席式数は、当該需要状況を勘案の上、発行価格等決定日に決定される。 |
| (2) 売出席人 | みずほ証券株式会社 |
| (3) 売出席格 | 未定（発行価格等決定日に決定する。なお、売出席格は一般募集における発行価格（募集価格）及び処分価格（募集価格）と同一とする。） |
| (4) 売出席方 | 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 697,800 株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。 |
| (5) 申込期間 | 一般募集における申込期間と同一とする。 |
| (6) 受渡期日 | 一般募集における払込期日の翌営業日とする。 |
| (7) 申込株数単位 | 100 株 |
| (8) 売出席格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 小川栄一に一任する。 | |

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出席出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- (9) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (10) 一般募集が中止となる場合は、オーバーアロットメントによる売出しも中止する。

4. 第三者割当による新株式発行（後記＜ご参考＞1. をご参照）

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 697,800 株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における払込金額と同一とする。
- (3) 増加する資本金及び資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
- (4) 割 当 先 みずほ証券株式会社
- (5) 申込期間（申込期日） 2025年9月25日（木）
- (6) 払 込 期 日 2025年9月26日（金）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記(5)記載の申込期間（申込期日）までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役 社長執行役員 小川栄一に一任する。
- (10) 上記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (11) 一般募集が中止となる場合は、第三者割当による新株式発行も中止する。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

＜ご参考＞

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「3. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」及び「2. 公募による自己株式の処分（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の引受会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から 697,800 株を上限として借入れる当社普通株式（以下「借入れ株式」という。）の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、697,800 株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、またはオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社に借入れ株式の返還に必要な株式を取得させるために、当社は 2025 年 8 月 18 日(月)開催の取締役会において、前記「4. 第三者割当による新株式発行」に記載のとおり、みずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 697,800 株の第三者割当増資（以下「本件第三者割当増資」という。）を、2025 年 9 月 26 日(金)を払込期日として行うことを決議しております。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から 2025 年 9 月 22 日(月)までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、またはオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部または一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行株式数の全部または一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行株式数がその限度で減少し、または発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出株式数については、発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、みずほ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがってこの場合には、みずほ証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

2. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行に係る発行済株式総数の推移

(1) 現在の発行済株式総数	36,916,775 株	(2025 年 8 月 18 日現在)
(2) 公募による新株式発行による増加株式数	4,152,200 株	

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国 1933 年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

- | | |
|--------------------------------|------------------|
| (3) 公募による新株式発行後の
発行済株式総数 | 41,068,975 株 |
| (4) 第三者割当による新株式発行による
増加株式数 | 697,800 株 (注) |
| (5) 第三者割当による新株式発行後の
発行済株式総数 | 41,766,775 株 (注) |
- (注) 前記「4. 第三者割当による新株式発行」の募集株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

3. 今回の公募による自己株式の処分に係る自己株式数の推移

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 現在の自己株式数 | 1,365,112 株 (2025年8月18日現在) |
| (2) 公募による処分株式数 | 500,000 株 |
| (3) 処分後の自己株式数 | 865,112 株 |

4. 調達資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の一般募集及び本件第三者割当増資に係る手取概算額合計上限 6,806,502,000 円について、2027年3月までに、全額を中核子会社である株式会社フージャースコーポレーションでのシニア分譲マンション用地取得代金及び建築費に充当する予定であります。

当社グループは、中期経営計画において、不動産開発事業は当社グループの中核事業として利益体質の強化と安定的成長の実現を、また、C C R C事業(注)は健康者向けシニア分譲住宅分野におけるリーディングカンパニーとしてのポジションの継続・進化を、それぞれ掲げております。

今後健康なシニア層の人口増加及び多様な暮らし方の選択がますます拡大することが見込まれる中、マーケットの拡大が期待されるC C R Cセグメントにおける事業基盤強化により業界内での確固たる地位の確立、安定収益の拡大に取り組んでまいります。今回決議した公募増資により、当社グループの収益力強化及び更なる株主価値拡大に繋がるものと考えております。

(注) C C R C事業とは、Continuing Care Retirement Community(高齢者が健康時から介護時まで、移転することなく継続的なケアが保証されるコミュニティ)に関する事業を意味します。

また、上記手取金は、具体的な充当期間までは当社預金口座にて適切に管理いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の調達資金を上記(1)に記載の使途に充当することにより、当社グループの収益力の向上及び財務体質の強化につながり、当社グループの中長期的な成長に資するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、業績及び将来の事業展開のための内部留保、財務基盤の強化を総合的に勘案の上、継続的かつ利益に応じた安定的な利益の配分を行うことを基本方針としております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目録見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

(2) 配当決定にあたっての考え方

中期経営計画(2022年3月期～2026年3月期)において「配当性向40%以上、かつDOE4%以上」を掲げ、最適な自己資本水準、投資環境などを総合的に勘案した上で、株主の皆様への利益還元に積極的に取り組んでおります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金については、将来の事業展開に係る投資に充当する予定であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期
1株当たり連結当期純利益	128.83円	135.32円	153.65円
1株当たり年間配当額 (内1株当たり中間配当額)	52.00円 (24.00円)	55.00円 (27.00円)	62.00円 (29.00円)
実績連結配当性向	40.4%	40.6%	40.4%
自己資本連結当期純利益率	13.8%	13.1%	13.5%
連結純資産配当率	5.6%	5.3%	5.4%

(注) 1. 実績連結配当性向は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結当期純利益で除した数値です。

2. 自己資本連結当期純利益率は、親会社株主に帰属する連結当期純利益を自己資本(連結貸借対照表上の純資産合計から非支配株主持分を控除した額で期首と期末の平均)で除した数値です。

3. 連結純資産配当率は、1株当たり年間配当額を1株当たり連結純資産(期首と期末の平均)で除した数値です。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

該当事項はありません。

(3) 過去のエクイティ・ファイナンスの状況等

① 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

年月日	調達資金の額	調達後資本金	調達後資本準備金
2022年11月28日	121,280,000円 第三者割当による 自己株式の処分	5,000百万円	—

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	2023年3月期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
始 値	652円	831円	1,130円	1,103円
高 値	896円	1,182円	1,180円	1,398円
安 値	624円	801円	863円	898円
終 値	826円	1,127円	1,097円	1,350円
株価収益率	6.41倍	8.33倍	7.14倍	—

(注) 1. 2026年3月期の株価については、2025年8月15日(金)現在で表示しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出し届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期の1株当たり連結当期純利益で除した数値であります。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である廣岡 哲也、DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE HIROOKA TETSUYA及び株式会社ティ・エイチ・ワンは、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社はみずほ証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利または義務を有する有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記の場合において、みずほ証券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で、当該合意の内容の一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び自己株式の処分並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行及び自己株式処分並びに株式売出届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の募集または販売を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うまたは登録の免除を受ける場合を除き、証券の募集または販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。